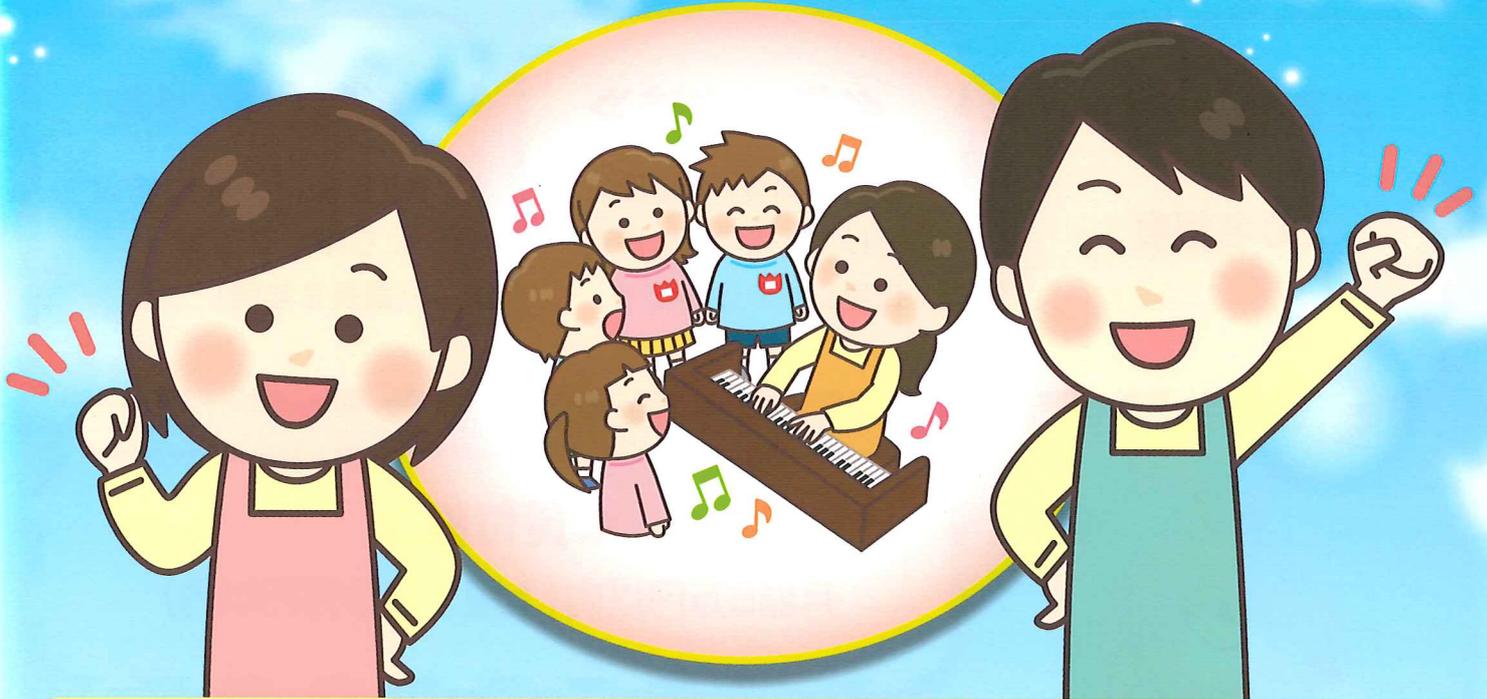


保育士資格取得のための 修学資金をお貸しします！

〈令和4年度から申請方法が変わります！〉

高等学校3年生の予約制から指定保育士養成施設入学後の申請



《募集期間》

令和4年**5月2日**(月)～**5月31日**(火)

三重県内の指定保育士養成施設に在学している方、又は三重県外の指定保育士養成施設に在学しており原則として三重県に住民票を有している方に対して、修学資金貸付を行います。

制度の概要

指定保育士養成施設を卒業後、三重県内の保育所等において働きたいという意欲を持った学生の方を対象に修学資金の貸付を行うものです。

指定保育士養成施設を卒業後、三重県内の保育所等に就職し、保育士として引き続き5年間勤務した場合には、修学資金の返還が免除されます。

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

詳しくは、裏面お問合せ先にご連絡ください。

《申請対象者》※下記の要件を全て満たす方

- ・三重県内の指定保育士養成施設に在学している方、又は 三重県外の指定保育士養成施設に在学しており原則として三重県に住民票を有している方
- ・指定保育士養成施設を卒業後、三重県内の保育所等で保育士として働く意思がある方
- ・経済的理由により修学が困難の方(世帯収入が1,000万円以下を目安とする)

《募集人数》

20名程度

《貸付方法》

貸付契約後、年2回に分けて本人名義の指定口座に振り込みます。

《貸付期間》

指定保育士養成施設に在学する期間(最長2年間)



《貸付額》

月額5万円以内(上限120万円以内)

《利子》

無利子

ただし、定められた期日までに正当な理由がなく返還されない場合は、延滞利子を徴収します。

《連帯保証人》

連帯保証人が必要となります。

《申込方法》

指定保育士養成施設を経由して、三重県社会福祉協議会に申請してください。

《お問合せ先》

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

三重県保育士・保育所支援センター

TEL: 059-227-5160 FAX: 059-222-0170